



平成25年からの復興特別所得税のご案内

1. 復興特別所得税の概要

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、各年分の基準となる所得税額の2.1%を、復興特別所得税として所得税と併せて申告・納税します。

(注) 基準となる所得税額とは、原則としてその年分の全ての所得に対する所得税の額です。

2. JA共済の共済金等への課税

所得税の課税対象となる共済金等は、復興特別所得税についても課税対象となります。

3. 共済金等の源泉徴収

共済金等が源泉徴収の対象となるときは、復興特別所得税も併せて源泉徴収されます。

(1) 満期共済金等の源泉徴収

(一時払生存型) 養老生命共済、建物更生共済の満期共済金等で、一定の要件に該当するものは源泉徴収の対象になります。満期共済金等の源泉徴収は、貯金利息と同様、分離課税ですので、確定申告は必要ありません。

○源泉徴収税率

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日～平成49年12月31日
20% (所得税15%+住民税5%)	20.315% (所得税等15.315%*+住民税5%)

*所得税15%+復興特別所得税(15%×2.1%)=15.315%

(2) 年金の源泉徴収

年金共済の年金、生活保障年金等の年金で、一定の要件に該当するものは源泉徴収の対象になります。年金は他の所得と合算して課税されるため確定申告による精算が必要です。

(注) 年金支払開始時点で契約者と年金受取人が異なる年金等、一定の要件に該当する年金は、平成25年分から源泉徴収の対象外となります。

○源泉徴収税率

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日～平成49年12月31日
10% (所得税)	10.21% (所得税等*)

*所得税10%+復興特別所得税(10%×2.1%)=10.21%